「au 海外放題」提供条件書

1.概要

「au 海外放題」(以下「本サービス」といいます。)とは、指定した日数について、海外でのデータ通信が使い放題となるサービスです。

2.提供内容

- 本サービスをご利用の場合、事前予約の有無及び渡航先の地域に応じて、以下のオプション機能使用料がかかります。

区分		オプション機能使用料
予約ありの場合	利用開始と利用終了の地域として特定地域*1 を指定した場合	800円/日(24時間)
	上記以外の場合	1,000円/日(24時間)
予約なしの場合(予約を取り消した場合を含みます。)		1,200円/日(24時間)

*1:特定地域は、以下に定めるとおりです。対象の国・地域は変更となる場合があります。

アメリカ(本土・アラスカ)、ハワイ、カナダ、韓国、台湾、香港、マカオ、タイ、フィリピン、ベトナム、シンガポール、インドネシア、マレーシア、カンボジア、ラオス、プエルトリコ、米領バージン諸島

- au 海外放題拒否オプションの申込み手続きが完了している場合、本サービスは利用できません。

3. 重要事項

(1) 適用・廃止について

- 本サービスの利用にあたり、利用日数を指定して所定の登録を行っていただきます。

区分	指定できる利用日数
日本国内で予約を行う場合	1日(24 時間)から 30 日(720 時間)までの各日数
予約を行わずに渡航先で利用開始する場合	1日(24 時間)から 8 日(192 時間)までの各日数

- 予約を行う場合、上記のほか、利用開始日時及び利用地域を指定して登録を行っていただきます。
- 予約した利用開始日時又は渡航先で利用開始した時点から、指定した利用日数が経過するまで本サービスを利用できます。
- 予約を行った後、利用開始までに電話番号の変更があった場合、その予約を取り消します。
- 次の場合は本サービスが利用できなくなります。ただし、(ア)については、その事由が解消された場合は再度利用できます。
  (ア) au 海外放題拒否オプションの申込み手続きが完了したとき。
  (イ) eSIM 又は SIM カードの変更又は再発行があったとき。
- 予約した利用開始日時を過ぎても、予約した利用終了日時までに利用開始した場合、その時点から指定した利用日数が経過するまで、予約ありの場合のオプション機能使用料で本サービスを利用することができます。
- 指定した利用日数未満の利用である場合又は利用開始の登録後に本サービスの利用がない場合も、指定した利用日数分のオプション機能使用料がかかります。
- 特定地域での予約を行った場合、指定した利用日数が経過するまでの間に特定地域以外で本サービス

を利用するときは、改めて渡航先で利用日数を指定して利用開始する必要があります。この場合、予約分のオプション機能使用料に加えて、予約なしの場合のオプション機能使用料がかかります。

（2） 契約移行、番号移行があった場合の取扱い

- 次に該当する場合、予約の変更又は新たに渡航先で利用開始を行うまでの間、契約移行又は番号移行の前に指定した内容（利用開始日時及び利用日数等）が継続されます。
  （ア） au 海外放題の予約又は利用開始をしている回線からの契約移行（利用開始後の eSIM 又は SIM カードの変更を伴うものを除きます。）があったとき。
  （イ） au 海外放題の予約をしている回線からの番号移行があったとき。

（3） 通信速度の制限について

- UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款第 40 条（通信利用の制限等）の規定によるほか、本サービス利用中に、一定期間内に大量のデータ通信があった場合等、その通信が KDDI/沖縄セルラー（以下、併せて「当社」といいます。）の設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の回線に対するサービス提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合、本サービス利用時の通信速度を制限することがあります。

（4） その他

- 本サービスのオプション機能使用料に、消費税相当額はかかりません。
- 本サービスに関するその他の提供条件については、当社の WEB ページに定めるところによります。

■本提供条件書について

・ 当社の UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款第 77 条（提供条件書等）に基づいて本提供条件書を定めます。
・ 本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等（UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款その他当社の各契約約款及び各規約等をいいます。以下同じとします。）の規定を適用します。契約約款等の詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。
・ 当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、当社は、変更後の提供条件書及びその効力発生時期を、所定のＷEB サイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の提供条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
・ 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社の申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、予め、当社のホームページにその内容を掲示します。

■更新履歴

2026 年 4 月 15 日　初版作成